

# 河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要(案)

## 新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備、有事の対策を示した計画。国・府の改定に際し、必要に応じて整合を図る（国はおおむね6年ごとの改定を明記）。

## 行動計画に基づく対策の目的

### ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負担を軽減する。
- ・ 患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### ② 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行う。 など

## 行動計画改定の背景

令和6年7月、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜本改正され、それを踏まえて大阪府においても令和7年3月、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。

本市の行動計画においても、国及び大阪府との整合を図り、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指して計画を改定する。

## 行動計画改定のポイント

- ▶▶▶ 平時の準備の記載を充実  
記載を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、準備期の取組を充実
- ▶▶▶ 対策項目の拡充  
対策項目を6項目から7項目に拡充し、内容を精緻化
- ▶▶▶ 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替  
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器疾患も念頭に対策を整理。状況変化に応じ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ柔軟かつ機動的に対策を切替え。

## 行動計画の7つの対策項目

### ①実施体制

平時からの人材育成や有事に備えた訓練、関係機関との連携、人員体制の構築等

### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染対策、偏見・差別等に関する市民等への啓発、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション、情報提供・共有

### ③まん延防止

感染症の特徴や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策の理解促進、外出自粛要請等

### ④ワクチン

医療関係者等と連携した接種体制の構築、科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等の市民の理解促進、ワクチンの安全性に係る情報提供等

### ⑤保 健

関係機関との連携体制の構築、健康観察及び日常生活の支援

### ⑥物 資

感染症対策物資等の備蓄等

### ⑦市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

市民生活・社会経済活動の安定確保に向けた対応

時期区分ごとの主な取り組み

	対策項目	準備期	初動期	対応期
第1章	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市行動計画や業務継続計画の作成・変更</li> <li>・関係機関との情報共有、連携体制の構築</li> <li>・感染症対策の人材等の育成、訓練等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府及び府対策本部の設置に伴う市対策本部の設置</li> <li>・全庁的な対応による必要な人人体制の強化</li> <li>・国からの財政支援による予算確保の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた適切な対策を実施</li> <li>・国からの財政支援の有効活用及び財源の確保</li> </ul>
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等に関する情報提供・共有</li> <li>・リスクコミュニケーション体制の整備を検討</li> <li>・コールセンター等の設置準備</li> <li>・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の特性、発生状況等必要な情報提供・共有</li> <li>・双方向のリスクコミュニケーションの実施</li> <li>・コールセンター等の設置</li> <li>・偏見・差別等や偽・誤情報に関する対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、市民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施</li> <li>・偏見・差別等や偽・誤情報に関する対応</li> <li>・双方向のリスクコミュニケーションの実施</li> <li>・コールセンター等の継続</li> <li>・相談窓口に関する情報の整理・周知</li> </ul>
第3章	まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知</li> <li>・緊急時における不要不急の外出自粛、施設の使用制限の要請等のまん延防止対策への理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等の実施</li> <li>・業務継続計画に基づく対応の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期に応じたまん延防止策</li> <li>・基本的な感染対策等の取組みを勧奨</li> </ul>
第4章	ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者や学校関係者と協力して、ワクチンの接種体制について、必要な準備を実施</li> <li>・市民等に対し、予防接種やワクチンの理解を深める啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や府の方針に基づき、接種体制を構築</li> <li>・予防接種の実施時は、河内長野市医師会・河内長野市歯科医師会・河内長野市薬剤師会等の医療関係者に必要な協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築した接種体制に基づき、迅速に接種を実施</li> <li>・予防接種に関する情報提供・共有</li> <li>・システムを活用した接種記録の適切な管理</li> <li>・健康被害救済制度についての情報提供</li> </ul>
第5章	保健			<ul style="list-style-type: none"> <li>・府が実施する検査に協力</li> <li>・府が実施する健康観察及び生活支援に協力し、特に高齢者の新型インフルエンザ等の患者に対する相談や情報提供</li> <li>・府の要請により、市休日急病診療所は発熱外来体制の整備に協力</li> </ul>
第6章	物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄と備蓄状況の確認</li> <li>・救急隊員等搬送従事者の個人防護具の備蓄要請</li> </ul>		
第7章	市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や府と情報共有体制の整備</li> <li>・事業者や市民等に対し必要な衛生用品や食料・生活必需品等の備蓄の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な遺体安置場所確保の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施</li> <li>・相談窓口・情報収集窓口の充実</li> <li>・生活関連物資等の価格安定等に対する適切な措置を実施</li> <li>・埋葬・火葬の特例に基づく手続き</li> </ul>

準備期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> </ul>
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階（政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの間）</li> </ul>
対応期 (基本的対処方針に基づく対応が実施されて以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>